

申告書用紙等の送付を見直します

広島県では、確定申告、中間・予定申告の申告期限が近づいた法人の皆さまに、法人県民税・事業税の申告書及び納付書をお送りしていますが、地方税電子申告システム（以下「エルタックス」といいます。）を利用して申告書を提出されている場合には、環境負荷の低減等の観点から、**平成 24 年 12 月送付分（※1）より、申告書用紙の送付を停止し、納付書のみを送付**させていただくこととしましたので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

これまで、申告書に印字していた既納付税額等の情報は、エルタックスの機能である**プレ申告データ（※2）**の形で、エルタックスの「**メッセージボックス**」に送信します。

※1 平成 24 年 3 月以降にエルタックスで、確定申告書又は中間・予定申告書を提出された法人で、広島県から申告書等を送付する時期が平成 24 年 12 月以降となる法人から、順次、送付を停止します。

※2

- プレ申告データとは、申告先の地方公共団体であらかじめ作成した既納付税額等の申告データで、エルタックスの「メッセージボックス」に保存されます。PCdesk などのエルタックス対応ソフトの利用者は、プレ申告データを元に申告書の作成を行うことができます。
- プレ申告データの送信時期は、原則、確定申告に係るものは、決算月の月末、予定申告に係るものは、事業年度開始の日から 6 月を経過する日の属する月末です。（納付書の送付時期は、上記送信時期の翌月となります。）
- 予定申告に係るプレ申告データは、中間・予定申告の義務のない法人に対しても送信される場合がありますのでご了承ください。

納付書は、広島県のホームページからダウンロードすることもできます。

広島県法人納付書

検索

（ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/> ）

詳しくは、各県税事務所又は税務課までお問い合わせください。

○広島県西部県税事務所	法人課税課	082-228-2111（代表）内線 5353～5358
○広島県東部県税事務所	課税第一課	084-921-1311（代表）内線 2231, 2232
○広島県北部県税事務所	課税課	0824-63-5181（代表）内線 3131, 3132
○広島県総務局	税務課	082-513-2327

地方税の申告は、エルタックスで！

エル
タックス
eLTAX



広島県